

平成 21 年度 情報通信関係
予算・税制（案）の概要

平成 21 年 1 月 9 日
情報通信国際戦略局

平成21年度
情報通信関連予算（案）の概要

平成21年度情報通信関連予算(案)の概要

(1) 予算額

(単位:億円)

	21年度 予定額	20年度 予算額	対前年度比 (増減額)	対前年度比 (増減率)
一般財源	730.1	721.8	+8.3	+1.1%
電波利用料財源	685.5	673.6	+11.9	+1.8%
合計	1,415.6	1,395.4	+20.2	+1.4%

(2) 予算の主なポイント

21年度予定額 (括弧内は20年度予算額)

① 2011年地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策

- 国民への説明・相談体制等の抜本的強化 【拡充】 5.3億円 (10.8) ※ 75.0
- 受信機器購入の支援等 【新規】 72.1億円 (-) ※ 186.3
- 送受信環境の整備等 【拡充】 74.6億円 (47.4) ※ 64.8

※平成21年度国庫債務負担行為限度額に係る平成22年度以降の歳出化額

② デジタル・ディバイド(情報通信の地域格差)解消戦略の推進

☆ブロードバンド網の整備

- 地域情報通信基盤整備推進交付金 【拡充】 78.7億円 (62.0億円)
- 地域イントラネット基盤施設整備事業 【継続】 22.4億円 (33.7億円)

☆携帯電話網の整備

- 携帯電話等エリア整備事業 【拡充】 89.0億円 (58.8億円)
- 電波遮へい対策事業 【拡充】 28.9億円 (28.6億円)

③ ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進

【新規】 20.0億円 (-)

- ICT重点3分野(※)における途上国向けモデル事業の実施
(※ ①デジタル放送、②次世代IPネットワーク、③ワイヤレス)
- 先進実証実験等の実施

④ ICTによる低炭素社会の実現 【新規】 17.0億円 (-)

注:計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

総務省所管予算(案)主要事項 (情報通信関連抜粋)

(単位:億円)
21年度予定額 (20年度当初予算額)

Ⅲ ICTによる成長力強化

(1) 誰もがICTを利用できるための基盤整備 370.9 (241.6)

(7) 2011年地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策 152.0 (58.2)
[326.1※]

① 国民への説明・相談体制等の抜本的強化 5.3 (10.8)
[75.0※]

・アナログ放送を視聴している方々に円滑にデジタル放送に移行していただくため、全都道府県にテレビ受信者支援センターを設置し、国民へのきめ細かな説明、相談対応等を実施

② 受信機器購入の支援等 72.1 (新規)
[186.3※]

・経済的に困窮度が高い世帯に対して受信機器購入等を支援するとともに、高齢者・障害者等に対し、受信説明会の開催、戸別訪問等の支援を推進

③ 送受信環境の整備 74.6 (47.4)
[64.8※]

・デジタル中継局、辺地共聴施設、受信障害対策共聴施設の改修の促進等、デジタル混信対策、アナログ停波後のチャンネル切替、完全デジタル化のリハーサル、残される難視聴地域に対し暫定的な衛星利用による対策等を実施

※ 平成21年度国庫債務負担行為限度額に係る平成22年度以降の歳出化額

(イ) デジタル・ディバイド解消戦略の推進 218.9 (183.4)

① ブロードバンド網の整備 101.1 (96.0)

・光ファイバ、ケーブルテレビ、無線アクセスシステム、衛星等、地域の特性に応じた情報通信基盤の整備に取り組む地方公共団体等に対する支援等を推進
・地域公共ネットワークの整備等に取り組む地方公共団体等に対する支援等を推進

② 携帯電話網の整備 117.8(87.4)

- ・携帯電話等のエリア整備に対する支援を拡充

(2) ICT産業の国際競争力強化 327.7(294.3)

(ア) ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進 20.0(新 規)

- ・ICT重点分野の国際展開活動を加速化するとともに、我が国の高度なICTインフラを活用した新規分野における国際展開を戦略的に進めるための実証実験を実施し、国際標準化活動や海外普及支援活動の一層の推進を図ることにより、ICT産業の国際競争力強化や成長力強化を推進

(イ) 重点研究開発課題の推進 259.6(253.7)

- ・三次元映像、ネットワークロボット、フォトニックネットワーク技術等の革新的技術、地球温暖化対策等に資する環境関連技術を開発するとともに、社会還元加速プロジェクトを推進
- ・新世代ネットワーク、次世代移動通信システム、ユビキタス・プラットフォーム等のジャパン・イニシアティブ・プロジェクトを推進
- ・世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境を整備するため、電波資源の拡大に資する未利用周波数帯の開拓、周波数有効利用技術の高度化等の研究開発等を実施

(ウ) 国際標準化活動の抜本的強化 2.9(1.9)

- ・我が国発の技術をグローバルに展開するための国際戦略の一環として国際標準提案活動を強化するため、国際標準化の動向や国内外の特許の状況を集約した「ICT国際標準化戦略マップ」、「ICTパテントマップ」等を整備
- ・地上デジタル放送方式の国際展開を推進

(エ) 高度ICT人材育成の推進体制の強化 8.6(3.8)

- ・ICT技術を必要とする幅広い分野の専門家を育成するため、最先端の遠隔教育システムを開発・実証
- ・情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成する情報通信人材研修事業に対する支援等を実施
- ・IPv6への移行を迅速・円滑に行うため、ネットワーク運用者等による技術習得を可能とするテストベッドを整備

(オ) ソフトパワーの強化	36.6(34.9)
<ul style="list-style-type: none"> ・日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、NHKによる映像国際放送、コンテンツ流通の促進等を実施 	
(3) ICTのつながり力による産業・社会の変革	132.4(106.5)
(ア) ICTによる低炭素社会の実現（一部再掲）	85.3(70.4)
<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用により一般家庭における消費エネルギーを抑制するホームネットワーク技術、大気観測の高精度化を図る技術等の研究開発を推進 ・地球温暖化対策に資するICT分野のイノベーションを創出するため、ICTシーズの技術開発を推進 ・ICT利活用によるCO₂削減効果の評価手法を確立するとともに国際標準化を推進 ・CO₂排出量を可視化する「ユビキタス環境立国」モデルを開発・実証 ・ワーク・ライフ・バランスの確保や地域活性化等に資するテレワークの普及促進のため、安心・安全、容易に利用できる共同利用型のテレワークモデルシステムの実証実験等を実施 	
(イ) クリエイティブ産業の強化（一部再掲）	4.6(4.5)
<ul style="list-style-type: none"> ・国内の知的資産をデジタル化し、ネット上で共有・利用できる仕組みを構築する「デジタル文明開化プロジェクト」を産学官の関係機関と連携して総合的に推進し、日本の情報自給率を向上 ・インターネット等を通じた放送コンテンツの保護ルール及びその担保手段等の検討や、多様なネットワーク環境におけるIPTV伝送技術の実証等により、制度面・技術面からデジタルコンテンツの流通環境等を整備 	
(ウ) 日本の強みとICTとの融合促進（一部再掲）	31.2(21.9)
<ul style="list-style-type: none"> ・日本が強みを有する技術分野とICTとの融合市場を創出するため、「ユビキタス特区」事業により世界最先端のサービスの開発・実証を行うとともに、ロボット、住宅、自動車（高度道路交通システム（ITS））等の分野と連携した技術開発を推進 	
(エ) 新たな情報通信サービスの創出	11.3(9.7)
① 新サービス創出のための環境整備（一部再掲）	10.4(8.8)
<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の利活用により地域課題の解決を図り、地域の活性化・地域住民へのサービス向上等を実現する「ふるさとケータイ事業」（地域を支援するMVNO（仮想移動体通信事業 	

者)) の創出等を推進	
・ I C Tベンチャーの新規起業、国際展開、新技術の研究開発等を支援	
・ トラヒック経路制御技術の高度化等により、ネットワークの逼迫を緩和し、その効率的利用を促進	
② 公正競争促進のための環境整備	0.9(0.9)
・ 「モバイルビジネス活性化プラン」(平成19年9月) や「新競争促進プログラム2010」(平成19年10月改定) 等に基づき、モバイル市場やブロードバンド市場等の公正競争を促進	
(4) 地域における I C Tの徹底活用	150.9(133.5)
(7) 地域産業・サービスの革新	96.0(82.0)
① I C Tによる定住自立圏構想の推進(再掲)	78.7(62.0)
・ 定住自立圏の取組を推進するための I C T基盤及びこれを活用した遠隔医療等に不可欠な装置等の整備を積極的に支援	
② 地域における I C T利活用モデルの構築	13.9(18.0)
・ I C Tの活用により地域経済の活性化や少子高齢化、遠隔医療の推進等地域の諸課題の自律的解決を促すため、先進性・汎用性の高い I C T利活用モデルの構築の委託及びその成果や利活用のノウハウ等の普及展開を行う地域 I C T利活用モデル構築事業を実施	
③ I C Tによる地域産業の変革・住民サービスの向上	3.4(2.0)
・ 厚生労働省等と連携し、電子タグ等のユビキタスネットワーク技術の活用や医療情報を活用する基盤の構築等、医療等の分野における I C T導入を促進	
・ 中小企業の生産性向上に資する総合的なコード体系の整備、A S P・S a a Sの普及促進についての検討等を推進	
(イ) 行政サービスの革新(一部再掲)	54.9(51.5)
① 電子政府の強化	47.7(43.2)
・ 総務省が担当する府省共通業務・システム(政府調達手続における電子契約、入札等システム)及び情報通信行政情報化システムの開発等を推進	
・ オンライン利用促進の取組を強力に推進するための諸施策を実施、電子政府の総合窓口(e-G o v)の運用・機能拡充、政府認証基盤の運用・機能拡充	

② 電子自治体の強化	7.2(8.3)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域情報プラットフォームを活用した、引越・退職や災害等に関する実証実験を実施し、地域におけるワンストップサービスの実用化を促進 ・ 公的個人認証サービス等の利便性・信頼性の向上に向けた調査研究 ・ 電子自治体オンライン利用促進指針に基づき地方公共団体のオンライン利用を促進 ・ 地方公共団体に対する情報セキュリティ対策水準向上のための普及活動及び調査研究 	
(5) ICT安心・安全対策の推進（一部再掲）	60.1(52.0)
(7) 高齢者等が利用しやすいICT環境の整備	25.1(19.7)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害者等がICTをより簡単に利用できるよう、字幕番組・解説番組等の制作促進、身体障害者向けサービス提供・開発の推進、ロボットを活用した高齢者等向けのサービス開発、ユニバーサル音声・言語コミュニケーション技術の研究開発等を推進 	
(イ) 「安心ネットづくり」の促進	9.0(6.5)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 違法・有害情報対策相談窓口の強化、違法・有害情報対策に資する検出技術開発、迷惑メール対策に関する執行強化に必要な体制の整備、インターネットに関する利用者の啓発活動促進など、総合的な違法・有害情報対策を推進 	
(ウ) 災害等に対する安心・安全の確保	6.0(4.4)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非破壊非接触による危険物検知等が可能なテラヘルツシステムの研究開発を実施 ・ 災害等に迅速かつ有効に対応できるよう、次世代のレーダーの開発等を推進 	
(エ) 情報セキュリティの向上	20.0(21.4)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 危害サイト回避システムの実証実験、情報漏えい対策技術、サイバー攻撃を行うプログラムの感染防止対策技術、経路ハイジャックの検知技術の開発等を推進 	

(注) 独立行政法人情報通信研究機構の運営費交付金により実施する予定のものを含み、計数は予定額。

VI 経済社会の基盤としての安心・安全の確立

- | | |
|---|-----------|
| (1) 国民生活を支える郵政行政の推進 | 4.4(4.1) |
| (ア) 郵政民営化の確実かつ円滑な実施 | 1.0(0.8) |
| ・ 民営化会社に対する監督等を通じて、各社の経営の健全性、公正かつ自由な競争を確保するとともに、郵便局ネットワーク及びサービスの適正な水準を維持し、郵政民営化を確実かつ円滑に実施 | |
| (イ) 郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備 | 0.3(0.2) |
| ・ 郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ、郵便・信書便分野における競争環境を整備 | |
| (ウ) 国際政策の推進 | 3.1(3.1) |
| ・ ICTを活用した、信書等送達サービスにおける品質評価の高度化等について検討を進めるとともに、万国郵便連合（UPU）等を通じて国際協調・貢献を推進することにより、郵政分野の国際競争力を強化 | |
| ・ 多国間・二国間協議等を通じた新たな国際規則・国内制度の整備等、戦略的な政策対応を推進 | |

(再掲)

重点課題推進枠で認められた施策

○ ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進

20.0億円

ICT重点分野の国際展開活動を加速化するとともに、我が国の高度なICTインフラを活用した新規分野における国際展開を戦略的に進めるための実証実験を実施し、ICT産業の国際競争力強化や成長力強化を推進

復活要求重点事項で認められた施策

○ ICTによる低炭素社会の実現

17.0億円

ICTの活用により一般家庭における消費エネルギーを抑制するホームネットワーク技術等の研究開発を推進するとともに、ICT利活用によるCO2削減効果の評価手法を確立し、その国際標準化を推進

平成21年度税制改正案の概要

【情報通信関係】

1	平成21年度税制改正 主要要望結果のポイント	12
(1)	地上放送施設デジタル化促進税制の拡充・延長	13
(2)	テレワーク環境整備税制の延長	14
(3)	地域ICT利用高度化基盤強化税制の創設	15
(4)	省エネ・新エネ設備等の投資促進税制の創設	16
2	その他の改正事項	17

1 平成21年度税制改正 主要要望結果のポイント

(1) 地上放送施設デジタル化促進税制の拡充・延長（固定資産税、不動産取得税）

地上デジタル放送を行うための施設の整備を促進し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を目指すため、中継局の一部に対する措置の拡充等を行いつつ、2年間延長する。

(2) テレワーク環境整備税制の延長（固定資産税）

多様で柔軟な働き方を可能とし、ワーク・ライフ・バランスの実現等に資するテレワークの一層の普及促進を図るため、企業におけるテレワーク設備への投資に対する特例措置を2年間延長する。

(3) 地域ICT利用高度化基盤強化税制の創設（固定資産税）

地域のICT利用の高度化に資するASP・SaaS（※）に対し税制支援措置を講ずることにより、地方公共団体におけるASP・SaaSの利用促進、業務の効率化を図るため、特例措置を創設する。（2年間の措置）

※ ASP・SaaS：情報通信システムの有する機能を、ネットワークを通じて提供するサービス

(4) 省エネ・新エネ設備等の投資促進税制の創設（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

産業活力再生特別措置法（産活法）に基づき、資源生産性を向上させる（より少ないエネルギー・資源で付加価値を高める）設備等に対する投資を支援することによって低炭素社会の実現と経済発展の双方を実現する。

1 (1) 地上放送施設デジタル化促進税制の拡充・延長

【地方税（固定資産税、不動産取得税）】

(1) 目的： 地上デジタル放送を行うための施設の整備を促進し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を目指す。

(2) 対象： 地方税 地上テレビジョン放送事業者

(3) 対象設備： 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定を受けた実施計画に従って取得する次の設備

ア 固定資産税

- ・ デジタル番組制作設備（関東・近畿広域圏局の一部の設備を除く。）
- ・ デジタル送受信装置

イ 不動産取得税

- ・ デジタル送受信装置に係る家屋

(4) 税制措置：

ア 固定資産税

- ・ 取得後5年度分について課税標準を3/4とする。
- ・ 0.3W以下の中継局については課税標準を2/3から1/2に変更

【今改正で拡充】

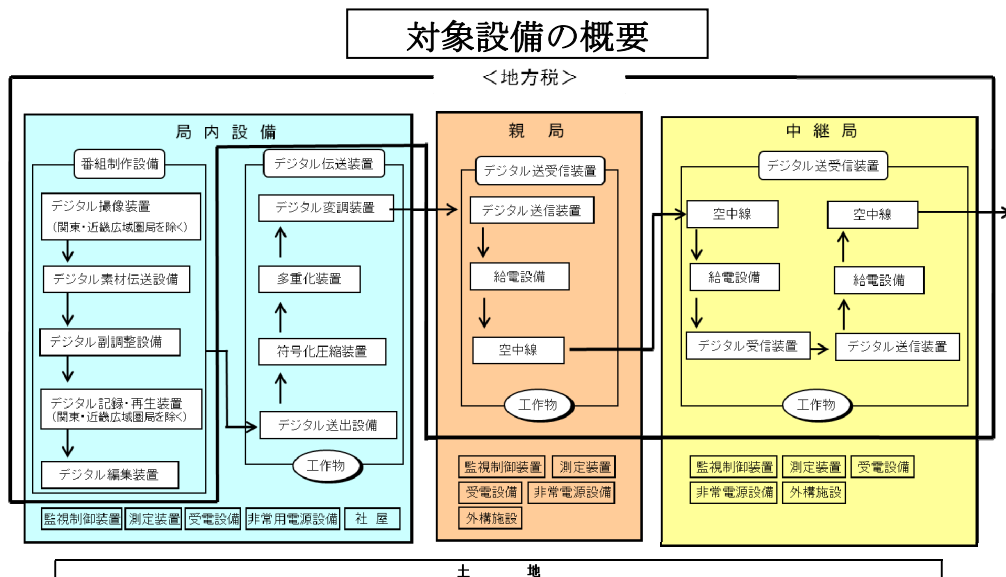
- ・ デジタル伝送装置及び関東・近畿広域圏局の番組制作設備の一部除外

【今改正で対象から除外】

イ 不動産取得税

- ・ 課税標準を3/4とする

(5) 適用期間： 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 【今改正で延長】



1 (2) テレワーク環境整備税制の延長

【地方税（固定資産税）】

(1) 目的： 企業におけるテレワーク環境の整備を促進することにより、業務効率化・生産性向上による企業競争力を強化し、さらに少子高齢化対策、地域における雇用創出、ワーク・ライフ・バランスの実現等を図る。

(2) 対象： テレワーク関係設備の導入を行う事業者

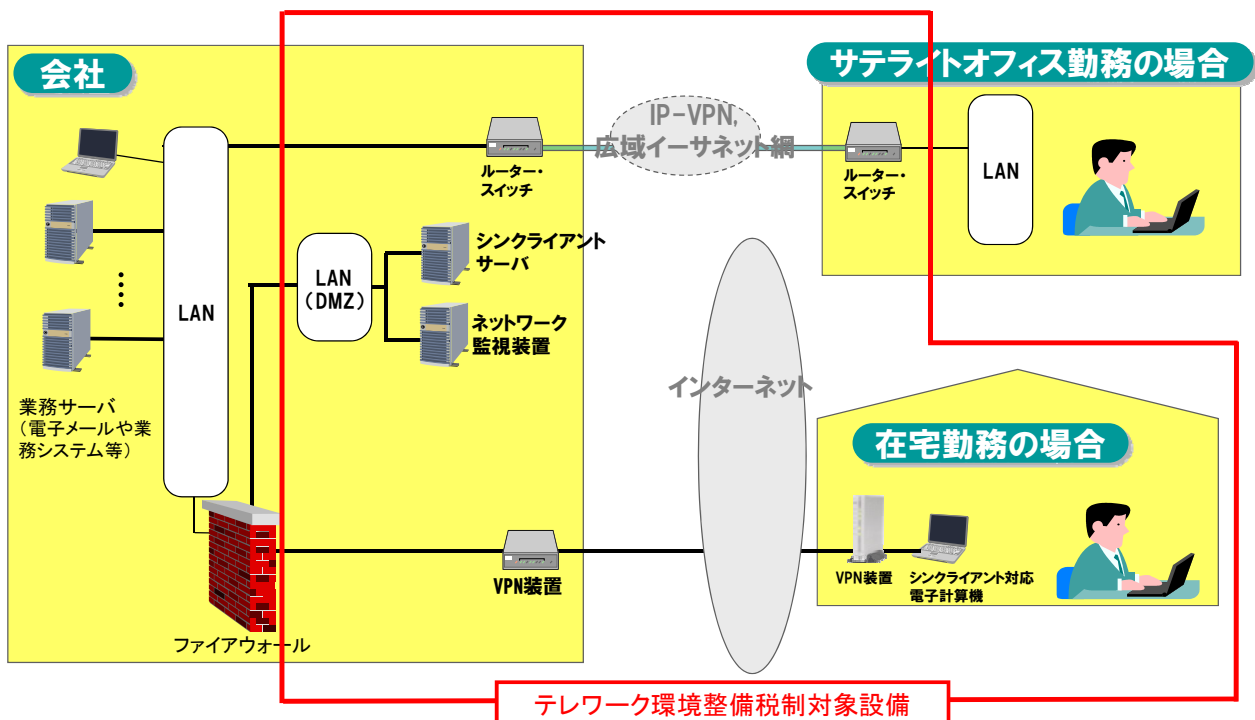
(3) 対象設備： シンククライアントシステム^(※1)、VPN^(※2)装置等

(4) 税制措置： 取得後5年度分について、固定資産税の課税標準を2/3とする

(5) 適用期間： 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

【今改正で2年間延長】

対象設備の概要



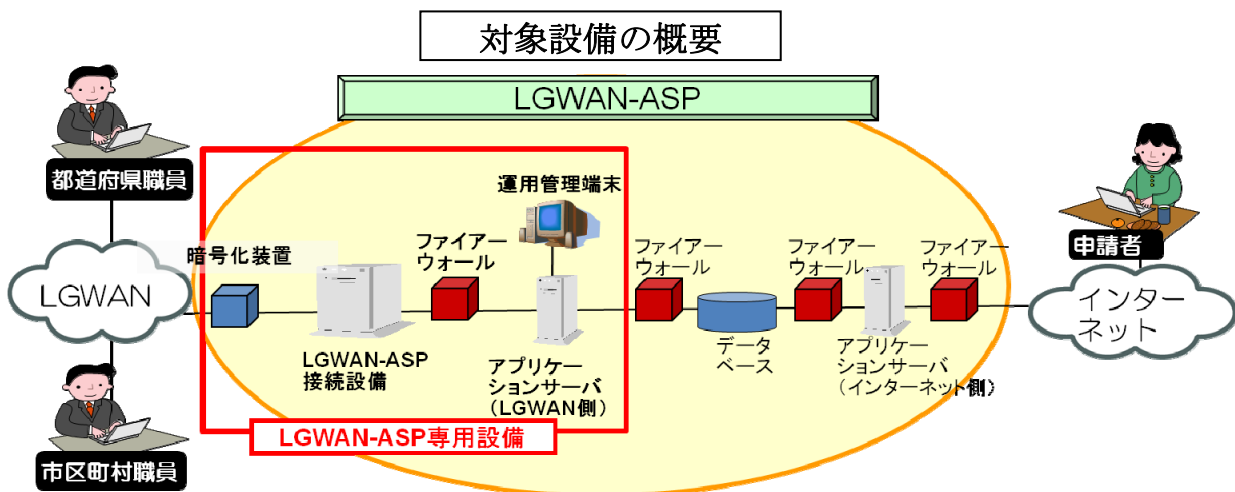
※1 パソコンにデータやアプリケーションソフトを置かず、それらの資源をサーバ側で一括して管理するシステムのこと。

※2 virtual private network の略で、公衆回線をあたかも専用回線であるかのように利用できるサービスのこと。

1(3) 地域ICT利用高度化基盤強化税制の創設

【地方税（固定資産税）】

- (1) 目的： 地域のICT利用の高度化に資するASP・SaaS(※1)に対し税制支援措置を講ずることにより、地方公共団体におけるASP・SaaSの利用促進、業務の効率化を図る。
- (2) 対象者： 総合行政ネットワーク(LGWAN(※2))に接続し、自治体向けのASP・SaaSサービスを提供することが認められたLGWAN-ASP事業者
- (3) 対象設備： LGWAN-ASPサービスを提供するために必要となるLGWAN-ASP専用設備(LGWAN-ASP接続設備、アプリケーションサーバ、ファイアーウォールなど)
- (4) 税制措置： 取得後3年度分について、固定資産税の課税標準を2/3とする
- (5) 適用期間： 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで(2年間)



※1 Application Service Provider・Software as a Serviceの略で、情報通信システムの有する機能を、ネットワークを通じて提供するサービスのこと。

※2 Local Government Wide Area Networkの略で、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。

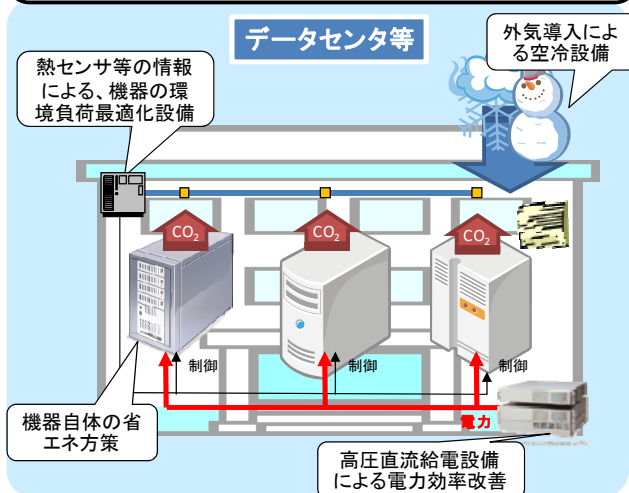
1(4) 省エネ・新エネ設備等の投資促進税制の創設

【国税（法人税、所得税）、地方税（個人住民税、法人住民税、事業税）】

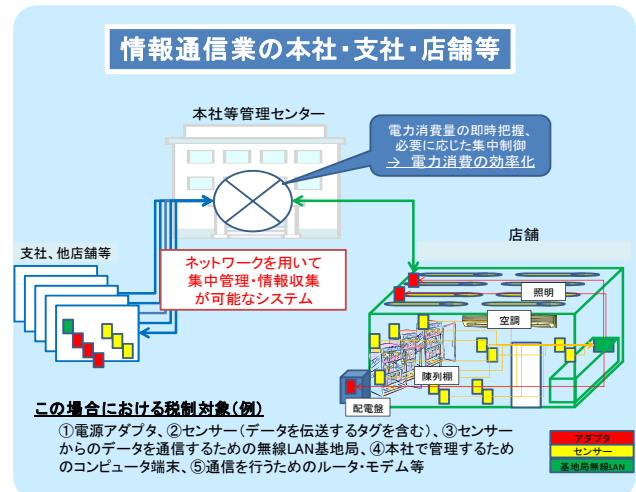
- (1) 目的： 産業活力再生特別措置法（産活法）に基づき、資源生産性を向上させる（より少ないエネルギー・資源で付加価値を高める）設備等に対する投資を支援することによって低炭素社会の実現と経済発展の双方を実現する。
- (2) 対象者： 事業活動における資源生産性（(例)：付加価値÷エネルギー使用量）向上のために高い目標を立て、主務大臣に計画認定の申請を行い、認められた企業等。
- (3) 対象設備： 上記の認定計画に記載された資源生産性向上のための取組のうち、一定以上の効果があると認められるもの。
- (4) 税制措置： 国税（法人税・所得税）
取得価額の30%相当額の特別償却（建物等については、15%相当額）（ただし、平成23年3月31日までに取得等をしたものは、即時償却が可能。）
- (5) 適用期間： 改正された産業活力再生特別措置法の施行日から平成24年3月31日まで

情報通信関連分野における対象設備の例

例1 情報通信事業者がデータセンターにおいて各種省エネ設備の導入を図ることで、資源生産性の向上を図る場合



例2 無線・有線ネットワークを用いて、各店舗等の電力消費量の即時把握と必要に応じた集中制御を行い、資源生産性の向上を図る場合



2 その他改正事項

- (1) 産業活力再生特別措置法関連税制の延長（２年間：所得税、法人税、登録免許税）
産業活力再生特別措置法で規定する「事業再構築計画」等の認定を受けた事業者又はその関係事業者等への特例措置の延長をする。
- (2) 中小企業等基盤強化税制の延長（２年間：所得税、法人税）
適用期間内に対象設備（機械及び装置、又は器具及び備品）を取得により事業の用に供する青色申告書を提出する有線テレビジョン放送業及びメーリングサービス業を営む一定の法人又は個人に対する税額控除（取得価格の７％）又は特別償却（特別償却率：３０％）の特例措置の延長をする。